

31 山林砂防工の適用について

本工事は、山林砂防工の単価を適用して積算している工事である。

なお、本工事が公共事業労務費調査の対象となった場合は、本調査に協力すること。調査票の作成に当たっては、山林砂防工に該当する作業に従事した労働者について、山林砂防工の職種として回答すること。

(参考) 山林砂防工とは

相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し、山間遠隔地の急傾斜地又は狭隘な谷間において行われる山地治山事業に従事する職種区分

森林整備保全事業標準歩掛の留意事項（平成11年4月1日付け11林野計第133号林野庁長官通知）及び森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて（平成11年7月1日付け11-13林野庁指導部長及び国有林野部長連名通知）に示される「山林砂防工の適用条件」に基づいている。